

外国人創業人材受入促進事業

のお知らせ

～規制緩和により、外国人の東京での創業をスムーズに～

国家戦略特区の入管法の特例を活用した「外国人創業人材受入促進事業」の受付を、平成28年1月29日から開始しました。

外国人が日本で創業する場合、「経営・管理」の在留資格の取得が必要です。この在留資格の取得には、現行制度上、入国の際に、事務所の開設に加え、常勤2名以上の雇用又は500万円以上の国内での投資等の要件を満たしている必要があります。

これらの要件を満たすためには、ビジネスパートナーの確保、事務所の賃貸契約等の準備活動を入国前に行う必要があります。外国人が国内のパートナーなしに、一人で創業することは極めて困難となっています。

今回の特区のスキームでは、入国管理局の審査前に、東京都が事業計画等の確認を行うことで、特例的に6か月間の在留資格が認められます。創業人材は、この6か月を活用することで、国内にいながら様々な準備活動を行うことができるようになります。

また、外国人が半年後に要件を満たして在留資格を更新できるよう、「ビジネスコンシェルジュ東京」を活用し、独自の支援を行っていきます。

開始時期

平成28年1月29日(金)

対象者

東京都内で創業を志す外国人

(共同創業者となる予定の外国人を含む)

(既に他の在留資格をもって在留している方が、本事業を利用して在留資格を変更することは原則として認められません。)

連絡先

ビジネスコンシェルジュ東京(赤坂窓口)

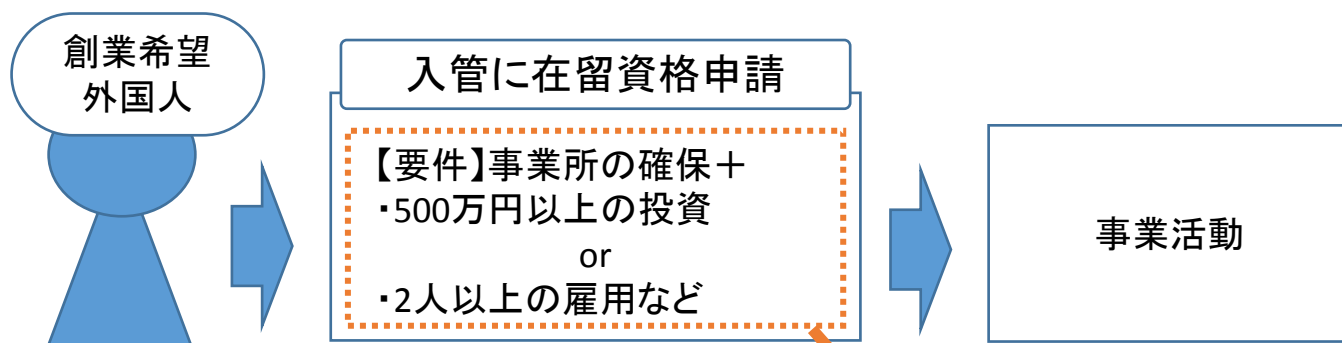
独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)本部7階
(東京都港区赤坂一丁目12番32号)内

【E-mail】contactus@bdc-tokyo.org 【TEL】03-3582-8353



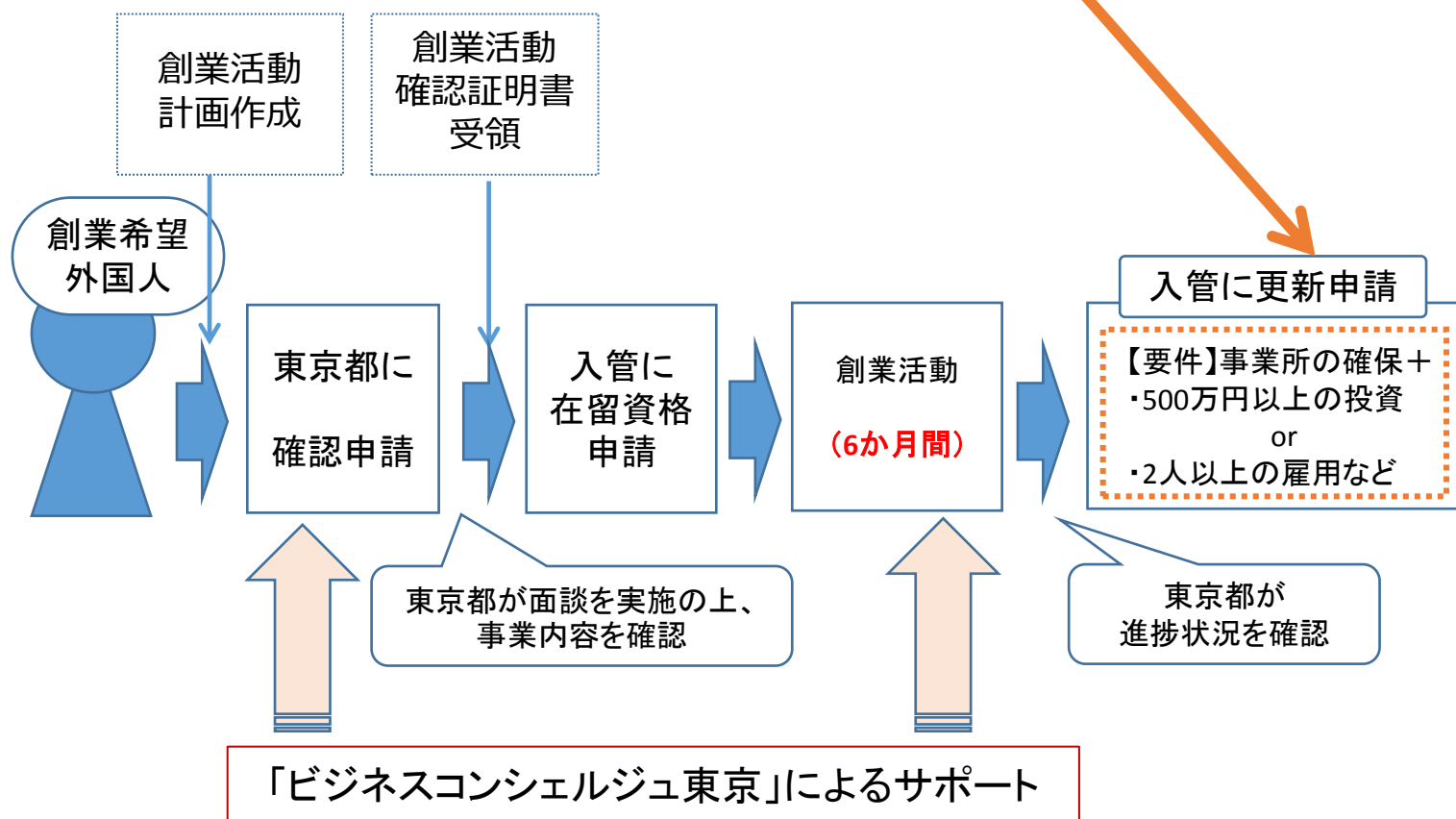
本制度の概要

【従来の「経営・管理」の在留資格取得の流れ】



【入管法の特例を活用した流れ】

→半年後に、在留資格の要件を整えればよくなります！



<申請書類>

- 創業活動確認申請書 / ○創業活動計画書 / ○履歴書
- 申請人の旅券の写し / ○申請人の上陸後6か月間の住居を明らかにする書類
- その他、必要書類

<創業活動確認申請時における面談について>

- 申請後、東京都の担当者が申請者との面談を実施します。
- 面談の日時については、都の担当者よりメールでご連絡いたします。
- 面談場所は東京都庁第一本庁舎11階です。